

ふじみ野市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(運営)</p> <p>第3条 ふじみ野市国民健康保険運営協議会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。))第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。)の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(保健事業)</p> <p>第7条 市は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>5 <u>給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)</u>の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)</u>)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属す</u></p>	<p>(運営)</p> <p>第3条 ふじみ野市国民健康保険運営協議会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。)の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(保健事業)</p> <p>第7条 市は、<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)</u>第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>附 則</p>

る月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。